

仲卸業者、買受人補助員承認取扱要綱

昭和63年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、仲卸業者、買受人の補助員の承認について、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第20条第3項及び第4項、第26条第2項及び第4項並びに同施行規則（昭和63年防府市規則第15号）第21条及び第27条の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 仲卸業者又は買受人の補助員は、仲卸業者又は買受人の役員若しくは使用人であつて、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の相手方として売買取引の業務に参加するのに必要な知識及び経験を有する者とする。

(補助員の数)

第3条 当該補助員は、仲卸業者にあつては6人以内、買受人にあつては5人以内とし、当該業者の取引状況を勘案し、市長がその数を決定する。

(選考方法等)

第4条 選考は、書類審査、面接等その他の方法により行い、市長が承認する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。